



府食第307号  
令和元年9月3日

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年8月29日付け厚生労働省発食0829第6号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として指定されたものを含む食品について、製造管理・品質管理の基準を新たに設定するものである。

このため、当該基準を新たに設定することにより、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。